

岩手県建設型応急仮設住宅の整備方針

令和7年3月

この整備方針は、応急仮設住宅を必要とされる方に対し、速やかに住まいの提供を実施できるように定めるものです。整備にあたっては、被災者及び大船渡市の意向等を十分踏まえ、地域の復旧・復興に向け取り組んでいきます。

○ 基本方針

- ・ 建設型応急仮設住宅（以下、「仮設住宅」という。）は、被災者及び大船渡市の意向を踏まえつつ県が整備します。
- ・ 仮設住宅の整備にあたっては、被災者の世帯状況や協定締結団体の供給能力等を踏まえて、以下のとおり整備することとします。

① 郊外への整備

なりわいや地域との結びつきの関係から、一次産業従事者や高齢者など、住み慣れた土地を離れることが難しい住民等に配慮し、被災状況等を勘案し郊外の適切な場所に、長屋型の仮設住宅を整備します。

なお、原則として、入居期間終了後は、仮設住宅の撤去を予定しています。

② 中心市街地への整備

今後の被害状況調査や被災者の意向調査の結果等を踏まえて、特に中心市街地へ整備が必要となった場合は、おおふなど防災公園に長屋型の仮設住宅を整備します。

なお、①と同様に原則として入居期間終了後は撤去します。

○ 住戸について

- ・ 2～4人用（30㎡）を標準としますが、被災世帯の状況によっては、1～2人用、4人以上用も検討します。
- ・ 断熱性能等級4に相当する断熱性能を確保します。
- ・ バリアフリーに配慮し、トイレ、浴室には手すりを配置します。また、住戸内は原則段差解消とします。（構造上の都合で浴室の出入り口に段差があります。）

○ 集会施設について

- ・ 団地の規模に応じて集会場若しくは談話室を1か所設置することを基本とします。
- ・ バリアフリーに配慮し、可能な限り段差を無くすとともに、トイレ等には手すりを設置します。

※この方針は、今後の被災状況等に応じて変更となる場合があります。